

社会福祉法人三宝福社会定 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三宝福社会の役員、評議員および評議員選任解任委員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会及び評議員選任解任委員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会および評議員会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬を支払わないものとする

	報 酬 (日額)
理事会出席報酬等	10,000円

2 評議員が、評議員会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬を支払わないものとする。

	報 酬 (日額)
評議員会出席報酬等	10,000円

3 評議員選任解任委員が、評議員選任解任委員会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。

	報 酬 (日額)
評議員選任解任会出席報酬等	10,000円

4 理事および評議員選任解任委員において、施設、本部事務局の職を兼務する者には、第3条第1項および第3条第3項は適用しない。ただし、法人及び施設が休日の場合は、この限りではない。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、第3条第1項の規程に準じ、報酬を支払うことができる。ただし、理事長が施設の職を兼務する場合には、法人及び施設が休日の場合に限り、第3条第1項の規程に準じ、報酬を支払うことができる。

2 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設運営のための業務にあたった場合は、第3条第1項の規程に準じ、報酬を

支払うことができる。ただし、理事が施設の職を兼務する場合には、法人及び施設が休日の場合に限り、第3条第1項の規程に準じ、報酬を支払うことができる。

- 3 監事が、理事会および評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、第3条第1項の規程に準じ、報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により日当および旅費等を支給することができる。

旅 費	宿泊費（日額）	日当（日額）	その他
実 費	15,000円	5,000円	実 費

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。
- 5 理事および評議員選任解任委員において、施設、本部事務局の職を兼務する者には、第5条第1項は適用しない。

(改正)

第6条 この規程を改正または廃止する必要が生じた場合は、評議員会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、平成29年度の評議員会決議に伴い、平成29年4月1日より遡って適用する。